

広島市規則第41号

令和8年3月31日

広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則

広島市役所庁内取締規則（昭和32年広島市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「こども青少年施策調整担当課長」を「こども・家庭支援担当課長」に、「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に改め、「、市選挙管理委員会事務局にあつては選挙課長」及び「、人事委員会事務局にあつては任用課長、監査事務局にあつては監査第一課長」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを削る。

第3条第1項第1号中「（市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局を除く。）」を削り、同項中第9号から第12号までを削り、第13号を第9号とする。

第13条中「消防局」の右に「、広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）第1条に規定する課、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。